

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 内閣府	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
見直し項目名	産業高度化地域制度における特例措置		
見直し内容 (概要)	産業高度化地域制度の廃止		
関係条文	地方税法附則第33条第3項、		
増収見込額	+35 (▲35) (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	沖縄における産業高度化が一定程度達成されたため同制度を廃止し、産業イノベーション地域制度（仮称）を創設する。		
ページ		2—1	